

<建築物確認検査手数料一覧>

床面積の合計(㎡)※2		区分別手数料(円)※8			
		確認申請※1※9※10	中間検査※3 ※7 ※12	完了検査※4※7※11※12	
				中間検査有	中間検査無
100以下	法6条の4該当※5	26,000	27,000	33,000	33,000
	上記以外	58,000	35,000	37,000	37,000
	構造計算有※6	78,000			
100超～200以下	法6条の4該当※5	36,000	30,000	39,000	39,000
	上記以外	64,000	45,000	44,000	44,000
	構造計算有※6	94,000			
200超～300以下	下記以外	90,000	70,000	62,000	71,000
	構造計算有※6	110,000			
300超～500以下		118,000	82,000	80,000	90,000
500超～1,000以下		156,000	102,000	144,000	160,000
1,000超～2,000以下		230,000	165,000	176,000	196,000
2,000超～3,000以下		318,000	192,000	202,000	224,000
3,000超～4,000以下		402,000	208,000	254,000	280,000
4,000超～5,000以下		480,000	240,000	286,000	315,000
5,000超～10,000以下		560,000	286,000	344,000	378,000

※1 同一棟の増築の場合は、増築部分の面積に既存部分の面積の1/2を加算した面積とします。

※2 計画変更の場合は、当該変更部分の面積の1/2の金額とします。ただし、その面積が30㎡以下の場合は10,000円とします。

注) 建築基準法上の「軽微な変更」手数料(3,000円)は、取止めました。省エネ法上の軽微な変更は、※11のとおりです。

構造計算有の計画変更の場合、その面積が30㎡以下の場合は30,000円とします。なお、変更後の構造計画が建築基準関係規定に適合することが明らかな場合は、構造計算無しの建築物確認検査手数料の区分を適用できるものとします。

※3 中間検査の場合は、当該検査部分の面積の合計とします。

※4 当社が中間検査を行っているものについては、「中間検査有」を適用します。

※5 法6条の4に該当するもののうち、型式部材等製造者認証に係るものについては、減額します。

※6 構造計算書の審査が必要な建築物の場合に適用します。

※7 他社にて確認申請又は中間検査を行った場合で、当社で中間検査又は完了検査を受ける場合には、確認申請手数料の欄に掲げる額の1/2を加算します。

※8 多量の申請が見込める場合、業務量の削減ができる場合などは別途協議により減額します。

※9 確認審査の中で省エネ仕様規定を活用する場合は、手数料を加算します。

※10 建築基準法第6条の3第1項ただし書きによるルート2審査又は基準法施行令第135条の5に規定する天空率による審査を行う場合(確認後新たにルート2審査又は天空率による審査を行う計画変更の場合を含みます。)は、手数料を加算します。

※11 省エネ適合性判定等を要する建築物の完了検査の場合は、手数料を加算します。

※12 次の建築場所で中間検査・完了検査を行う場合、それぞれに加算する遠距離加算額(円)

建築場所	遠距離加算額
三次市・庄原市	4,000
大崎上島	5,000

種別\区分	確認申請（計画変更）（円）	完了検査（他社確認）（円）※12
昇降機	24,000（12,000）	30,000（46,000）
工作物	28,000（14,000）	28,000（44,000）

※5 減額手数料（型式部材等製造者認証）

床面積（㎡）	確認申請に係る減額手数料（円）
100以下	-4,000
100超～200以下	-6,000
200超～300以下	-8,000
300超～500以下	-12,000
500超～1,000以下	-16,000
1,000超～2,000以下	-20,000
2,000超～3,000以下	-28,000
3,000超～4,000以下	-36,000
4,000超～5,000以下	-42,000
5,000超～10,000以下	-50,000

※9 加算手数料（省エネ仕様規定審査）

床面積（㎡）	加算手数料（円）
200以下	14,000
200超～300㎡以下	20,000
300超～500以下	45,000
500超～2,000以下	80,000
2,000超	（見積による）

※10 加算手数料（天空率により審査）

床面積（㎡）	加算手数料（円）
	天空率の審査を行う場合
1,000以下	16,000
1,000超～2,000以下	
2,000超～10,000以下	

注）ルート2審査は、別途見積とします。

※11 完了検査加算手数料（省エネ適合性判定等対象建築物の完了検査）

注）省エネ適判等（省エネ適合性判定等）とは：

省エネ適合性判定通知書、認定通知書（長期優良住宅、低炭素建築物、性能向上計画）、設計性能評価書又は長期使用構造等確認書を活用するだけでなく、省エネ義務化による基準省令による審査（仕様規定）を含みます。

床面積（㎡）	加算手数料（円）	
	直前の省エネ適判等を 当センターから受けている場合	直前の省エネ適判等を 当センターから受けていない場合
200以下	10,000	21,000
200超～300以下	17,000	35,000
300超～500以下	21,000	37,000
500超～1,000以下	31,000	57,000
1,000超～2,000以下	39,000	73,000
2,000超～10,000以下	61,000	125,000

・上記表の床面積の算定は、当該省エネ適合性判定対象計算部分の床面積の合計とします。

・標準入力法、主要室入力法により省エネ適合性判定を受けた建築物に関する完了検査加算手数料は、別途見積とします。

・完了検査前に省エネ適判等に軽微な変更がある場合は、次のとおり加算します。（確認審査内での仕様規定を除く。）

但し、直前の判定が他社（行政庁を含む。）の場合は、2倍の金額とします。

（1）一定範囲内の省エネ性能が低下する場合（ルートB） 8,000円（完了検査申請時徴収）

（2）上記以外の場合（ルートA、C） 3,000円（完了検査申請時徴収）